

雇用を維持し、新型コロナ収束後を見据えた観光地の更なる魅力向上に向けた態勢強化の取組を支援します。

応募期間

令和2年 5月7日（木）以降、随時受付

※魅力ある観光地づくりにつながる取組（取組例は裏面参照）の企画提案を募集します。

※随時審査を行い、契約締結、請求書受理後、速やかに委託料を前金で支給します。

※予算がなくなりしだい、募集を締め切らせていただきます。

対象事業者

1. 県内に事業所を置く宿泊事業者・交通事業者・地場旅行会社・観光協会
2. その他の観光関連事業者は、上記1の事業者と連携（共同）して、魅力ある観光地づくりにつながる取組を行う場合に対象とします。ただし、参加する全ての事業者の連名とし、代表者は上記1の事業者として下さい。

委託料

1事業者（連携の場合は1連携）当たり最大で 1, 000万円

※対象となる事業費は人件費及び諸経費（活動経費）で、人件費の事業費全体に占める割合を1/2以上とすること。

委託期間

契約日から**最長3カ月間**

※新型コロナの影響を受けて既に開始している取組も対象としますが、対象となる委託料は契約日以降に生じるものに限りします。

条件等

- 人件費：給料、賃金、通勤手当の合計額（社会保険料などの法定福利費や、通勤手当以外の手当は対象外）
- 人件費の対象は、現に従事している者（正規・非正規問わない）／新たに雇用する正規職員／新たに雇用する非正規雇用の学生（留学生含む）とします。
※新規に雇用する場合は、三親等内の親族は対象になりません。
- 人件費は現在、当該従事者へ支給している額の範囲内で、1カ月間の事業費（人件費＋諸経費）の上限は、従事者1人当たり50万円とします。
- 対象事業費が他の国や県の補助金等と重複する場合は対象外となります。
- 応募いただいた企画提案内容は、県で審査を行い、県からの委託事業として実施することとしています。ただし、県と提案者が協議のうえ、内容を変更させていただく場合があります。
- 本事業に従事する者は、事業終了後も引き続き雇用してください。
- 備品については、資産形成につながるものやパソコン、電話、タブレットなど汎用性が高く、本事業に使用したと明確に区分できないものは対象になりません。
- 本事業は会計検査院の検査対象となるため、関係帳簿類や支出証拠書類は業務完了年度の翌年から起算して5年間保存をお願いします。
- 対象事業、問い合わせ先については、**裏面以降**をご覧ください。

対象事業

- 対象事業は、下記の①～④の中から選択のうえ実施するものとし、複数項目の組み合わせや複数事業者が連携した取組も可能です。
- ①～④に対する委託料は、それぞれ1事業者（連携の場合は1連携）当たり250万円以内とし、1事業者（連携の場合は1連携）の委託上限額は、1,000万円までとします。ただし、④だけの提案はできません。
- 1カ月間の事業費の上限は、従事者1人当たり50万円とします。

①おもてなし力向上対策

(例)英会話や長崎検定、世界遺産へのアクセスやストーリーなど、おもてなし力向上につながる研修開催／農業・漁業実習を通じた、食をテーマとした企画の提案力向上や新メニュー開発(食の大切さの再認識によるお客様への提案力向上等の手掛かりにしてもらう)／ホテル・飲食店周辺手づくりマップ(散策・ランニング用)作成／SNS、Webにおける発信の研修開催と実践(写真の撮り方、SNSに適した文章の書き方など)／飲食メニュー、土産品の商品紹介ポップの多言語化／国連のSDGsの17のゴールと169のターゲットを宿泊施設が選択し、各施設のゴールやターゲットへの施策を自ら考え、研修等を経て実際の行動に移す取組／アクセス改善の検討・実践や案内表示の充実・多言語化など

②誘客・経営効率化対策

(例)観光地の多言語化調査／需要回復後の提供を見据えた県産品の活用による冷凍食品の製造や保管のための作業／ホームページの作成・リニューアル／情報誌の作成／テイクアウトを始めるにあたっての弁当箱等のデザイン作成／新たな体験メニューの開発／交通機関の組み合わせ等による周遊切符等の開発／Google My Business、Trip Adviserへの登録・運用研修開催／オンライン旅行会社への登録・運用研修開催 など

③安全安心対策

(例)危機管理研修の開催／危機管理マニュアルの作成／施設内等の徹底した除菌等作業／施設内のバリアフリー調査と情報発信／手作りマスクの製作及び学校などへの配布／アレルギー対応食品の商品紹介ポップの作成 など

④その他、受入態勢強化につながると県が認めた取組

<イメージ>

想定する事業者	申請主体	取組例
宿泊事業者	単独可	○ホテル周辺マップ(散策用・ランニング用)の作成 ○周辺観光地の多言語化調査 など
地場旅行会社	単独可	○新たな旅行商品の開発 ○観光地の魅力の掘り起こし調査 など
交通事業者	単独可	○周遊切符等の開発 ○観光ガイドのレベルアップを図る研修会の開催 など
観光協会	単独可	○新たな体験メニューの開発 ○アクセス改善の検討・実践や案内表示板の充実 など
飲食店	上記のいずれかと連携必須	○商店街等の飲食店が共通のテーマで料理メニューを開発し、観光協会が店舗・メニューを紹介する手づくりマップの作成 ○上記のいずれかの事業者と共同で、 ・サービス向上や誘客につながる研修会の開催 ・新たな飲食メニューや土産品のメニュー開発 ・商品紹介ポップの多言語化 など
土産物店		

宿泊事業者の経費例

○3人の従事者が2カ月間従事する場合

○おもてなし力向上対策（前ページの①）に取り組む場合

＜人件費＞

A：30万円（給料＋通勤手当）

B：25万円（給料＋通勤手当）

C：20万円（給料＋通勤手当）

＜諸経費(活動経費)＞

D：30万円（消耗品購入費、活動旅費）

＜対象経費のチェック方法＞

●1カ月間の事業費の上限額が、従事者1人当たり50万円以内かどうか

⇒ $A + B + C = 75$ 万円

$D \div 2 \text{カ月} = 15$ 万円

$90 \text{万円} \div 3 \text{人} = \underline{30 \text{万円}} \Rightarrow 50 \text{万円以内でありOK}$

●①の委託料が250万円以内かどうか

⇒ $(A + B + C) \times 2 \text{カ月間} = 150$ 万円

$150 \text{万円} + D = \underline{180 \text{万円}} \Rightarrow 250 \text{万円以内でありOK}$

●人件費が事業費全体の1／2以上かどうか

⇒ $150 \text{万円} (\text{人件費}) > 180 \text{万円} (\text{事業費全体}) \times 1 / 2$

⇒1／2以上でありOK

※例えば、①～④（前ページ参照）の全て取り組み、①～④それぞれの金額が上記と同じ金額の場合、

$180 \text{万} \times 4 = 720 \text{万円} \Rightarrow 1,000 \text{万円以内であるためOK}$

※複数事業者で取り組む場合（連携の場合）、1事業者ごとではなく、連携体の事業費全体で上記のチェック方法をもとに確認をお願いします。

提出書類等

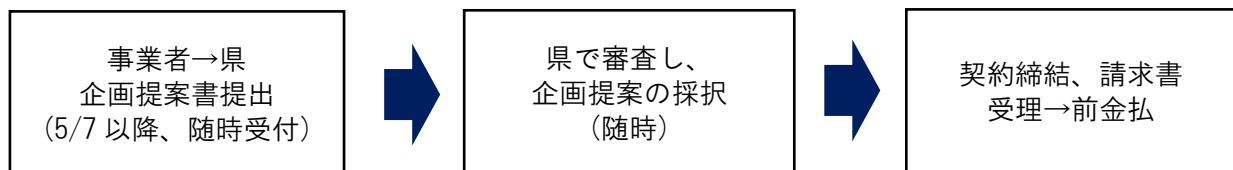
提出書類

- 観光地受入態勢ステップアップ事業企画提案書（様式1）
- 観光地受入態勢ステップアップ事業経費内訳書（様式2）
- 業務日誌（様式3） ※事業者名、従事者名のみ記載（完了報告時のみ押印必要）
- 給与又は賃金台帳等の写し
 - ・本事業対象者の直近1か月間の給与又は賃金がわかるもの。
 - ・年俸の場合はその額がわかるもの。
 - ・新規雇用する場合は雇入通知書（労働条件通知書）の写し。 など

※提出が困難な場合は、事前にご相談ください。

※企画提案書、経費内訳書の様式（記載例含む）は、県のホームページ（「長崎県観光振興課」の「観光地受入態勢ステップアップ事業」を検索）からお取り寄せください。

※企画提案書、経費内訳書は、必ず記載例を参考にして作成してください。ご不明な点がある場合は、下記の電話番号、メールアドレス又はFAX番号により質問をお願いします。（平日の電話の問合せは9時～17時45分、土日の問合せはメールのみで受け付けます。）



※契約書等の様式は、採択後、県から別途お示しします。

提出先

観光振興課「ステップアップ事業」担当者 ※郵送又はメール

住 所 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
TEL番号 095-895-2643
メールアドレス step@pref.nagasaki.lg.jp
FAX番号 095-826-5767

郵送の場合も可能であれば、左記アドレスヘデータ（※）の提出をお願いします。
※ファイル名の頭に事業者名の記載をお願いします。

その他留意事項

- 事業完了後に提出していただく書類や留意事項は、契約時にあらためてお示ししますが、事業完了後、30日以内に完了報告書（精算書、精算内訳書、支出証拠書類の写し、給与又は賃金台帳の写し、出勤簿の写し、業務日誌などを添付）を県へ提出していただく必要があります。
- 県が支給（前金払）した委託金額が実績額より多かった場合、その差額分は、精算処理（完了報告書の検査）後、返還していただくことになります。逆に、県が支給（前金払）した委託金額が実績額より少なかった場合は、追加の支給はありません。
- 本事業の成果品については、全て県に帰属します。その後の活用が生じる場合については、事前に県へ協議をお願いします。
- 本事業の取組状況等については、長崎県のホームページ等で公開する場合があります。